

官庁訪問について

平成23年度の官庁訪問につきましては、各省庁人事担当課長会議申合せにより、以下の事項を行わないことなどが決められています。

- 接触禁止期間（5月2日～6月22日午前8時30分）における受験者に対する業務説明や面接等採用に向けた行為（電話、メール等による接触を含む）
- 訪問開始日以降の土曜日、日曜日の受験者に対する接触（電話、メール等による接触含む）
- 内々定解禁日（7月7日午前9時）前の受験者に対する内々定に類似するような言動
- 訪問開始日を理由とした不利益な取扱い

今年の官庁訪問に関して、気付いたこと等がありましたら、人事院人材局企画課（電話03-3581-0755（直通））または採用相談室（人事院1階）にご連絡いただくか、メールによりご投稿ください。

なお、情報提供者が採用に当たって不利な取り扱いを受けることがないように情報を管理します。また、情報提供いただく際は、匿名でも構いません。

【メールによる投稿】

人事院ホームページからアクセス

「国家公務員試験採用情報ナビ」→「試験情報・採用情報」→「お問い合わせ」

（アドレス：<https://ssl.jinji.go.jp/saiyo/inquiry.asp?do=modify>）

○ 官庁訪問時の軽装励行について

現在、節電及び軽装の励行期間となっておりますので、官庁訪問で各省庁を訪問される際には、上着及びネクタイを着用していただくことも、差し支えありません。

※ 詳しくは、訪問開始日以降、各省庁にお問い合わせください。